

## 要約サマリー作成上の留意点

1. 要約サマリーは以下の①～⑦の薬剤による薬物治療に関し、必ず2症例以上対象とすることを必須とする。

- ①抗精神病薬 ②抗うつ薬 ③ベンゾジアゼピン系薬(抗不安薬・睡眠薬)
- ④気分安定薬 ⑤抗パーキンソン薬 ⑥アルツハイマー型認知症治療薬
- ⑦抗てんかん薬

2. 要約サマリーは以下の ICD-10 により分類された Mental and Behavioural Disorders (精神および行動の障害) に対して行われる薬物療法とする。

The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders

F0 症状性を含む器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害

F2 統合失調症(精神分裂病)、分裂病型障害および妄想性障害

F3 気分(感情)障害

F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害

F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群

F6 成人の人格および行動の障害

F7 精神遅滞

F8 心理的発達の障害

F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害  
(F90-F98) および特定不能の精神障害 (F99)

3. 過渡的措置認定は各2症例以上、合計50症例の要約サマリーを提出する。